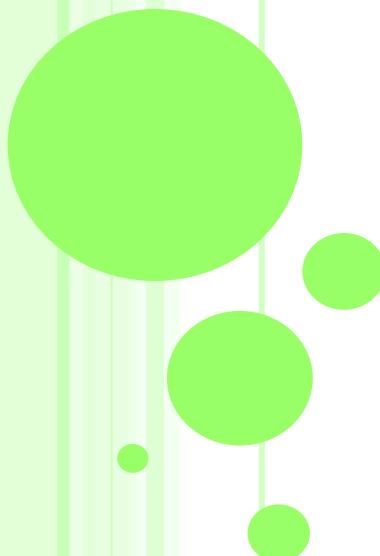


関税・外国為替等審議会の 答申への対応について



令和7年9月

農林水産省



目 次

I 令和6年度関税・外国為替等審議会関税分科会における議論の状況

- I-1. 加糖調製品に係る令和7年度関税改正要望の概要
- I-2. 関税分科会における主な意見
- I-3. 関税・外国為替等審議会の答申内容

II 令和8年度関税改正要望の方針

- II-1. 関税審での意見・答申を踏まえた対応方針（案）
- II-2. 加糖調製品に係る令和8年度関税改正要望の概要

III 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる政策効果等

- III-1. 加糖調製品の調整金徴収制度
- III-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向
- III-3. 甘味全体の需要量の推移
- III-4. 直近の加糖調製品の輸入動向
- III-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果

IV 国内産糖に係る競争力強化の取組

- IV-1. 国内産糖の生産・製造コストのこれまでの低減の取組
- IV-2. さとうきび・てん菜の生産コストの低減に向けた取組
- IV-3. 甘しや糖・てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組
- IV-4. 精製糖企業の状況

V 中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

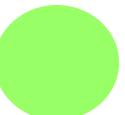
- V-1. 砂糖勘定の收支をめぐる状況
- V-2. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について
- V-3. 異性化糖の調整金に係る運用見直し
- V-4. 砂糖の需要拡大に向けた取組
- V-5. 持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進に向けた取組
- V-6. 国産さとうきび等を原料としたS A Fの製造コスト

参考資料

- （参考1）加糖調製品の例
- （参考2）CPTPP、日EU・EPAの合意内容
- （参考3）CPTPP税率のステージング（加糖調製品調整金対象5品目）

I 令和6年度関税・外国為替等審議会

関税分科会における議論の状況



I-1. 加糖調製品に係る令和7年度関税改正要望の概要

※昨年度関税審議会資料より

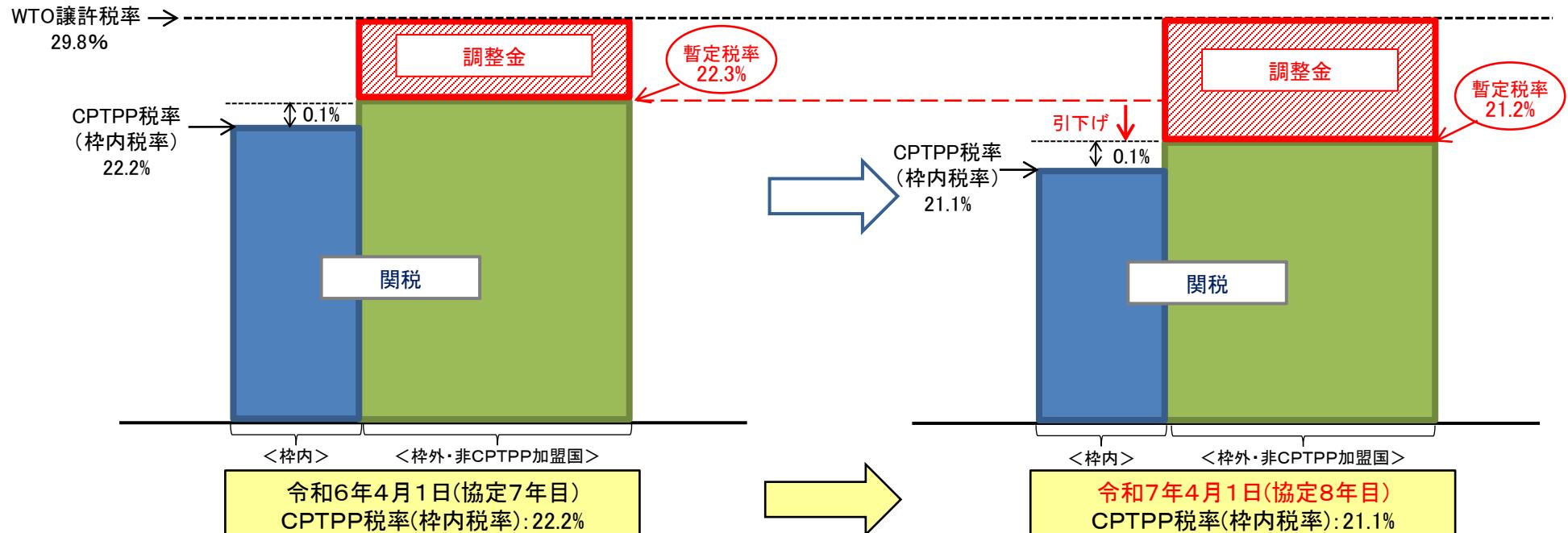
令和6年度改正の概要

- CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち5品目について、令和6年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう5品目で暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を措置。

令和7年度改正の要望内容

- CPTPP発効以降の調整金収入により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリット。
- 令和5砂糖年度の加糖調製品の輸入量が大きく減少しているが、主要な要因は国際的なカカオ豆の需給ひっ迫等によりココア調製品の輸入量が減少していることによるもの。
- また、昨年度と比較して加糖調製品の一部品目で減少幅が大幅に縮小していることや、関税割当枠内での輸入量が増加している品目があることから、依然として今後の輸入増加の脅威は存在する状況。
- このため、加糖調製品からの調整金収入を確保し、国内産糖への支援に充当するためにも、令和7年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。
- 加えて、糖価調整制度の持続的な運営に向け、輸入糖と国内産糖のバランスの確保、異性化糖調整金に係る運用の見直し等の取組とともに国産の砂糖の競争力強化を図るため、暫定税率の引下げ等を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】



I-2. 関税分科会における主な意見

- 令和6年度関税・外国為替等審議会(以下「関税審」という。)関税分科会(11月5日)において、加糖調製品における暫定税率の引き下げをめぐる活発な議論が行われた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 全体的に食料安全保障と言いながら、砂糖からアルコールを作り出すことをサポートしたり、もしくは作付面積を減らすようなキャップをはめているということか。もちろん、世界的にはむしろ、例えば成人病の問題も関わってくるので、むしろ脂肪分とか糖分に対して税金をかけるという、国民の健康を気にして、そういう国、先進国もあるような状況で、そうしたことも考慮しているのか。いずれにせよ、全体的な戦略が何か支離滅裂になっているという印象がする。その上で、単に農家にお金を払っているだけのようを感じるが。
- ・ この調整制度についてはずっと議論があって、様々に農水省のほうでも議論されているが、なかなか持続可能性に心配がある一方で、これに代わるすごく大胆な新たな制度というのは見出しにくい状態。その中では、今やっている農業基本法の中で改めてしっかりと議論を進めるとともに、特に具体的にできる転作などの奨励をしっかりとやっていただきたい。沖縄についてはなかなか厳しい部分もあるが、北海道は需要の多い大豆やじゃがいもへの転作や、あるいは流通とか工場のほうの改革というのはまだ可能と思うため、これらのスピードをアップして、しっかりと取り組んでいることでまずは制度を安定させること、そして、その上でこの制度を超えた別の対応策というのも考えていく必要があるのではないか。
- ・ 北海道のてん菜、そして沖縄、鹿児島南西諸島のさとうきび、甘しょについて、高齢化によって農地の維持が難しくなりつつあり、若い方々にもてん菜、さとうきびをつくってもらいたいが、思うようにこれから進んでいくのかという不安もある。また、製糖工場はかなりの年数がたって老朽化してきている。この国の目と鼻の先にある諸外国と離島や沖縄等の位置関係を考えると、これらの地域の維持は、食料安全保障のみならず、国防の観点からも大事な部分になると感じている。そのためには、私たち農業者が安心して生産できる経営安定対策の支援が必要であり、糖価調整制度をしっかりと維持するためにも、加糖調製品対策として暫定税率引き下げは引き続きしっかりと講じられるべき。
- ・ この制度は砂糖の輸入が自由化されたのを受けて昭和40年に導入されたもので、よくここまでもっているという感じがする。この制度を維持していくためには、これに代わる制度がなかなか見当たらないという中では、ステークホルダーがそれぞれ努力をしていくこと、特にコスト削減の努力をすることが非常に重要。それから農水省としては、不断にこの制度の運用の改善を図ると同時に、制度の見直しということを心がけていただきたいと思う。

I - 3. 関税・外国為替等審議会の答申内容

- 令和6年12月の関税審において、加糖調製品からの調整金の拡大が可能となるよう、CPTPP税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である旨の答申がなされた。
- 一方、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たり、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方を含めた毎年度の検証と報告が求められているところ。

令和7年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和6年12月20日)(抜粋)

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

CPTPPにおいて加糖調製品に關税割当制度が導入される等の讓許がされたこと等により国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

糖価調整制度の目的は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じ、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることで、国民生活の安定に寄与することである。

これを踏まえ、加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は減少傾向にあるが、今後再び加糖調製品の輸入量が増加傾向に転じる可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められていること
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること
- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であることなどを総合的に勘案した結果、加糖調製品のうち5品目(ココアの調製品、ミルクの調製品等)について、調整金の拡大が可能となるよう、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当である。

他方、今後の加糖調製品に係る暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的な取組みを進め、それらの進捗等についても明らかにすることを求めることが適当である。

II 令和8年度関税改正要望の方針



II-1. 関税審での意見・答申を踏まえた対応方針（案）

○ 令和6年度関税審の答申を踏まえ、令和7年度の関税審に向けては以下のとおり対応する方針。

- ◆ 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力を強化するという観点から、CTTP税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げるために、令和8年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。そのためには、令和7年度答申を踏まえ、以下のように説明する方針。
- ◆ 糖価調整制度は、調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格を引き下げることで国民負担の軽減を図り、消費者から支持されることが重要である。このため、
 - ・生産者、製糖業者のそれぞれが生産・製造コストの削減に向けた不断の努力を進めること
 - ・加糖調製品からの調整金収入を国産の砂糖の支援に充当することを通じて、国産の砂糖がより効率的かつ安定的に供給される環境を整備する必要がある。
- ◆ また、中長期的な観点から、本年策定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、「国内産糖の安定供給を図るために、糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組む必要がある」と記載されたところであり、糖価調整制度の持続的な運営に向けては、
 - ・砂糖消費量の減少が続く状況にあって、制度の存続が危ぶまれる中、輸入糖と国内産糖のバランスを確保すること、また、調整金收支の均衡を図ること
 - ・国産の砂糖への切替えや菓子類の輸出の拡大等により砂糖の需要拡大を図ることに加え、持続可能な航空燃料(SAF)を含むバイオジェット燃料等、甘味資源作物の他用途利用について、離島地域や業界の活性化を念頭に置きつつ、その実現可能性を広く検討すること等が必要である。
- ◆ これらの取組を進めていくことを基本としつつ、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の畑作地帯の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要がある。

II-2. 加糖調製品に係る令和8年度関税改正要望の概要

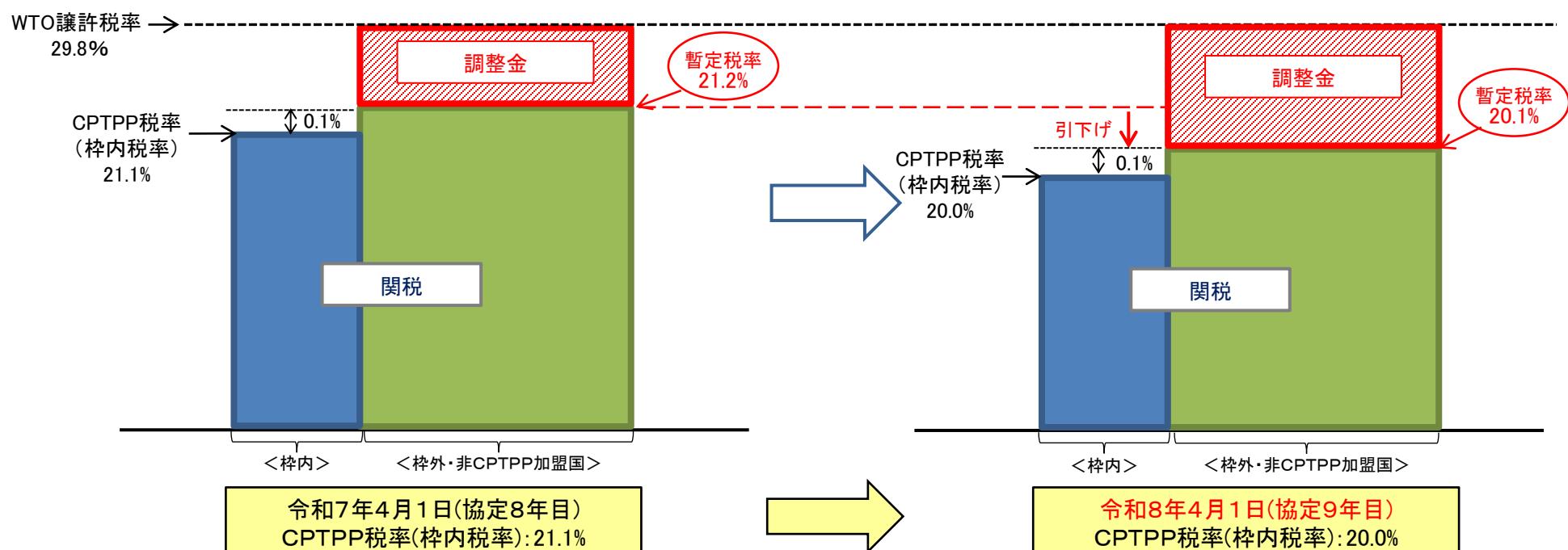
令和7年度改正の概要

- CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち5品目について、令和7年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を措置。

令和8年度改正の要望内容

- 検証結果を記載。
 - このため、加糖調製品からの調整金収入を確実に確保し、その価格差を縮小していくためにも、令和8年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

【具体的イメージ: 粉乳調製品 (1901.90-219)】



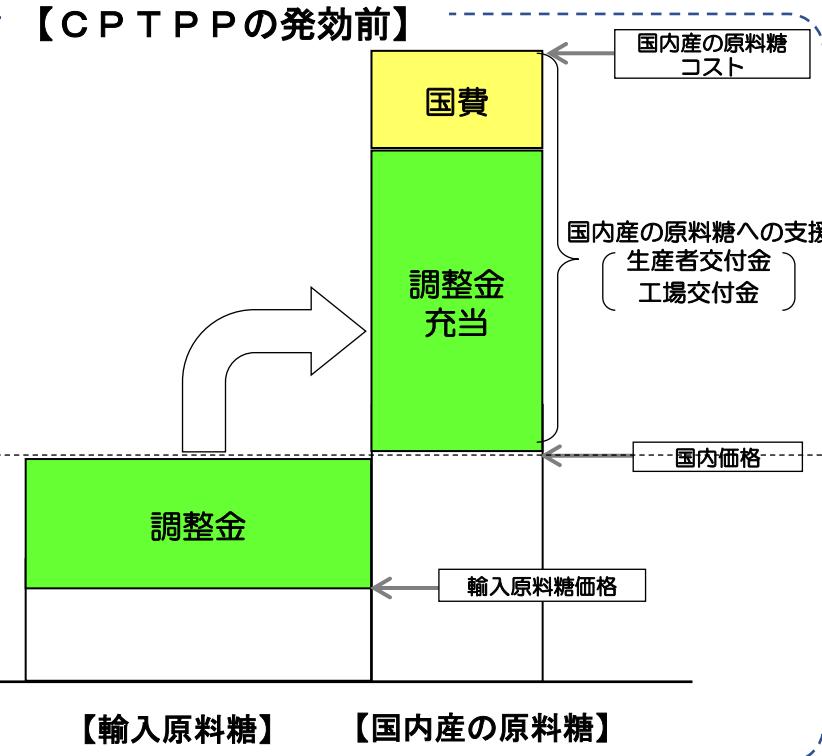
Ⅲ 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率 引下げによる政策効果等



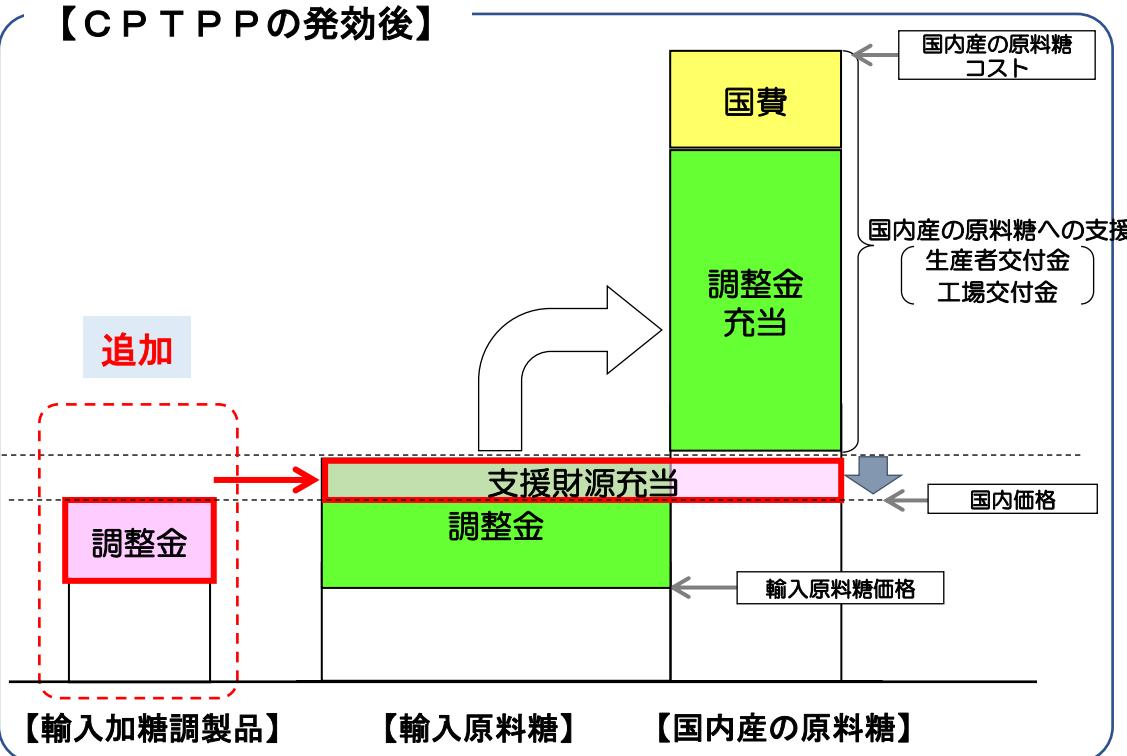
III-1. 加糖調製品の調整金徴収制度

- 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付(図の緑色部分)することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準(図の「国内価格」部分)となる。
- 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日(CPTPPの発効日)から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化(図の赤色部分)を図っているところ。

【CPTPPの発効前】



【CPTPPの発効後】

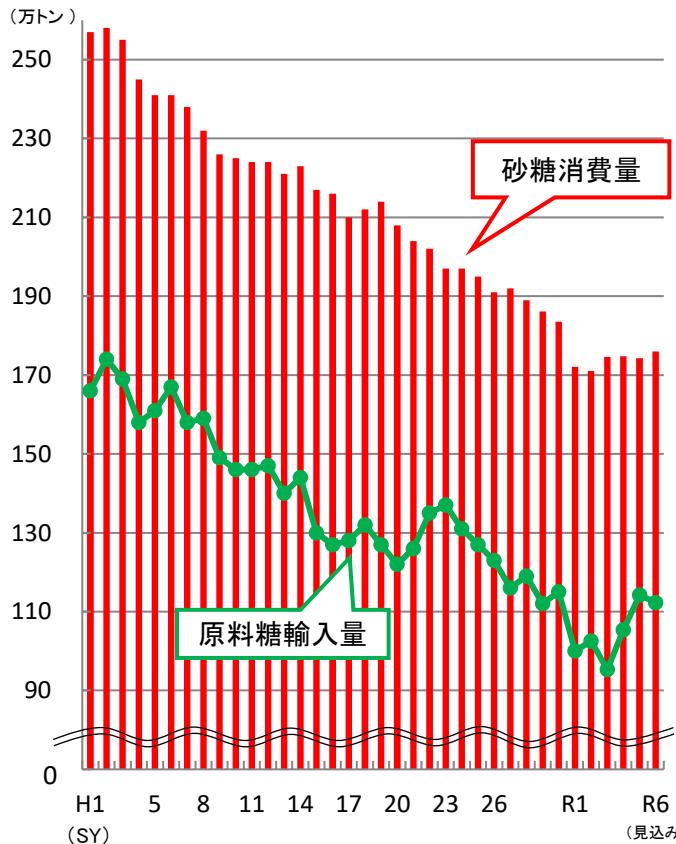


※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

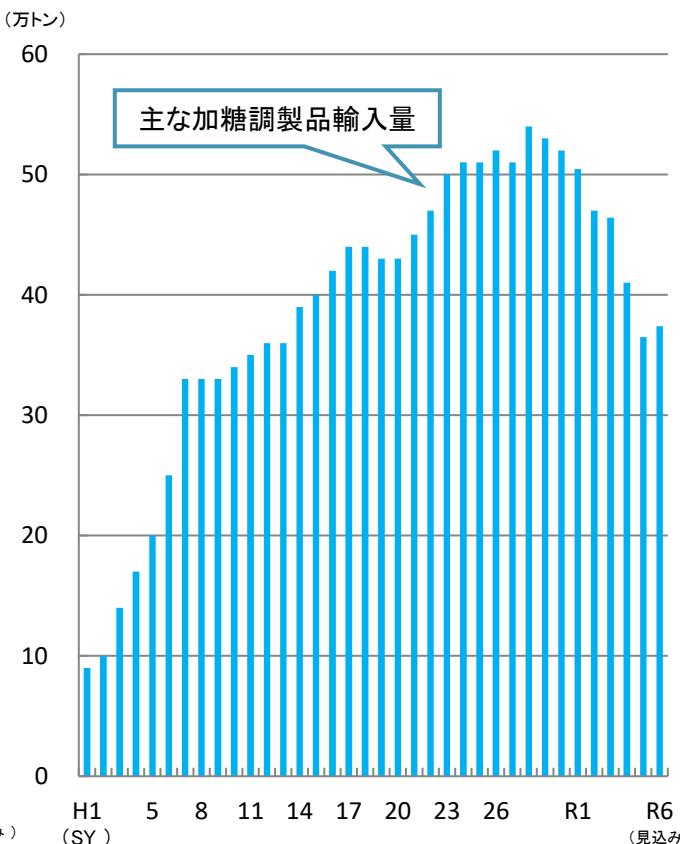
III-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向

- 砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。
- 直近の令和6砂糖年度では、主な加糖調製品(調整金徴収対象外ラインも含む)の輸入量は、約37万トンと前年に比べやや増加する見込み。

○ 砂糖の消費量の推移



○ 加糖調製品の輸入量の推移



加糖調製品(調整金徴収対象)の概要

種類	内容	使途	推計砂糖含有率	主な輸入先国
ココア調製品	ココア粉、カカオマス+砂糖等	チョコレート菓子、飲料等	87%	韓国、シンガポール、マレーシア
調製した豆	小豆、いんげん豆+砂糖等(加糖餡が主)	和菓子等	50%	中国、タイ
コーヒー調製品	インスタントコーヒー+砂糖等	飲料、アメ菓子等	80%	ベトナム、インドネシア
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳+砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等	65%	シンガポール、韓国
その他の調製品	ソルビトール+砂糖等	水産練り製品、菓子、佃煮等	80%	韓国、タイ

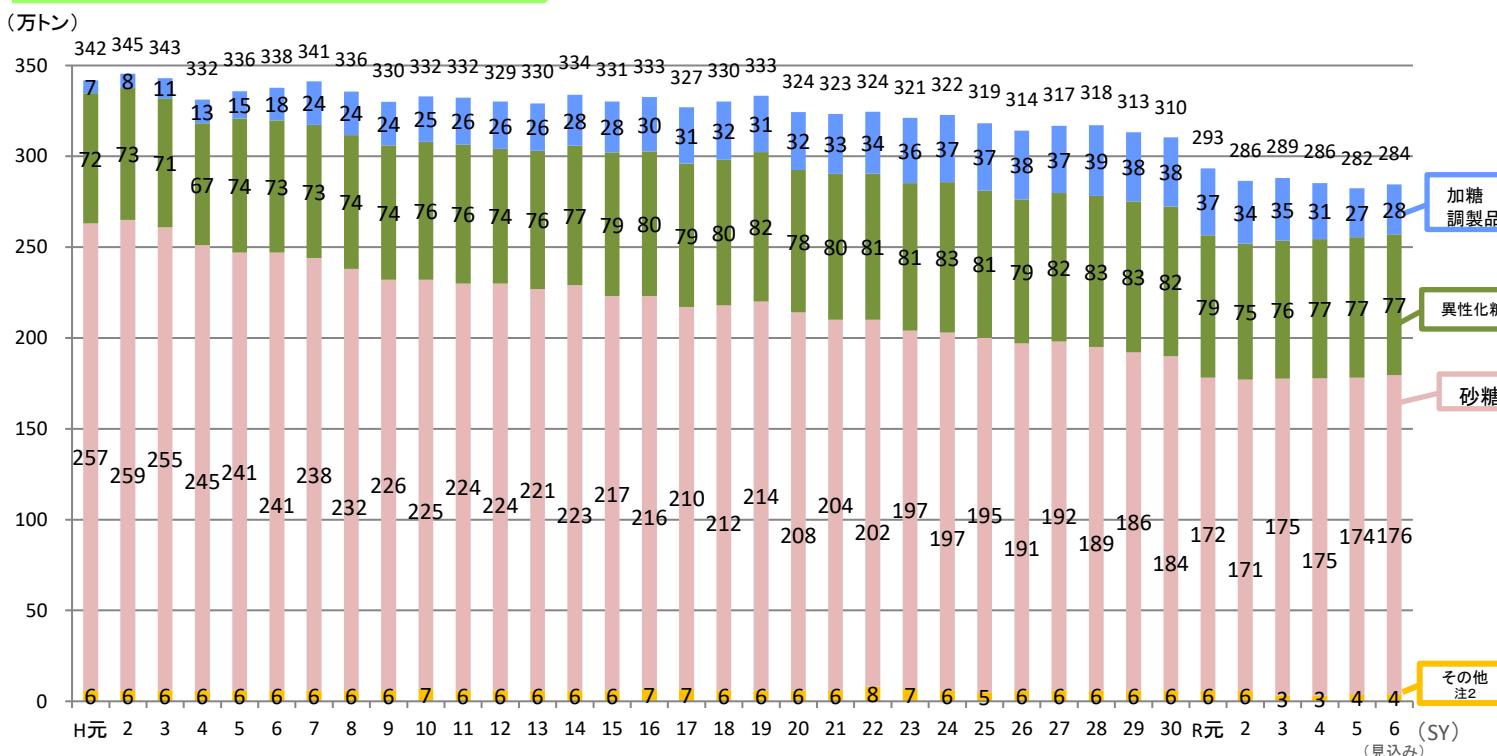
資料:農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

注:砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

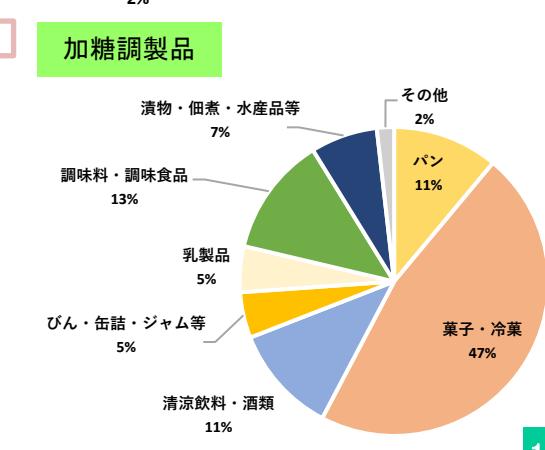
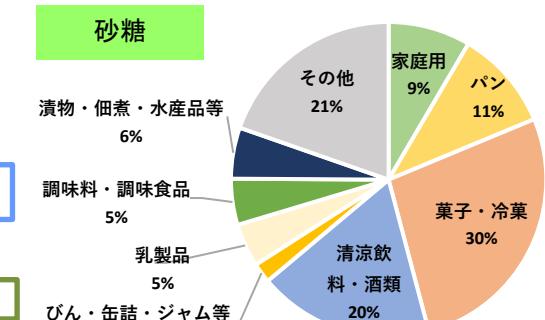
III-3. 甘味全体の需要量の推移

- 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トンを割り込む状況。
- 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。(加糖調製品の需要量: 7万トン(H元砂糖年度)→28万トン(R6砂糖年度見込)、砂糖の需要量: 257万トン(H元砂糖年度)→176万トン(R6砂糖年度見込) H29砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で、加糖調製品の需要量も減少している状況。
- 異性化糖については増加ないし横ばいで推移。令和元砂糖年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降は回復基調。
- 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷菓、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

○ 甘味全体の需要量の推移



○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R5)

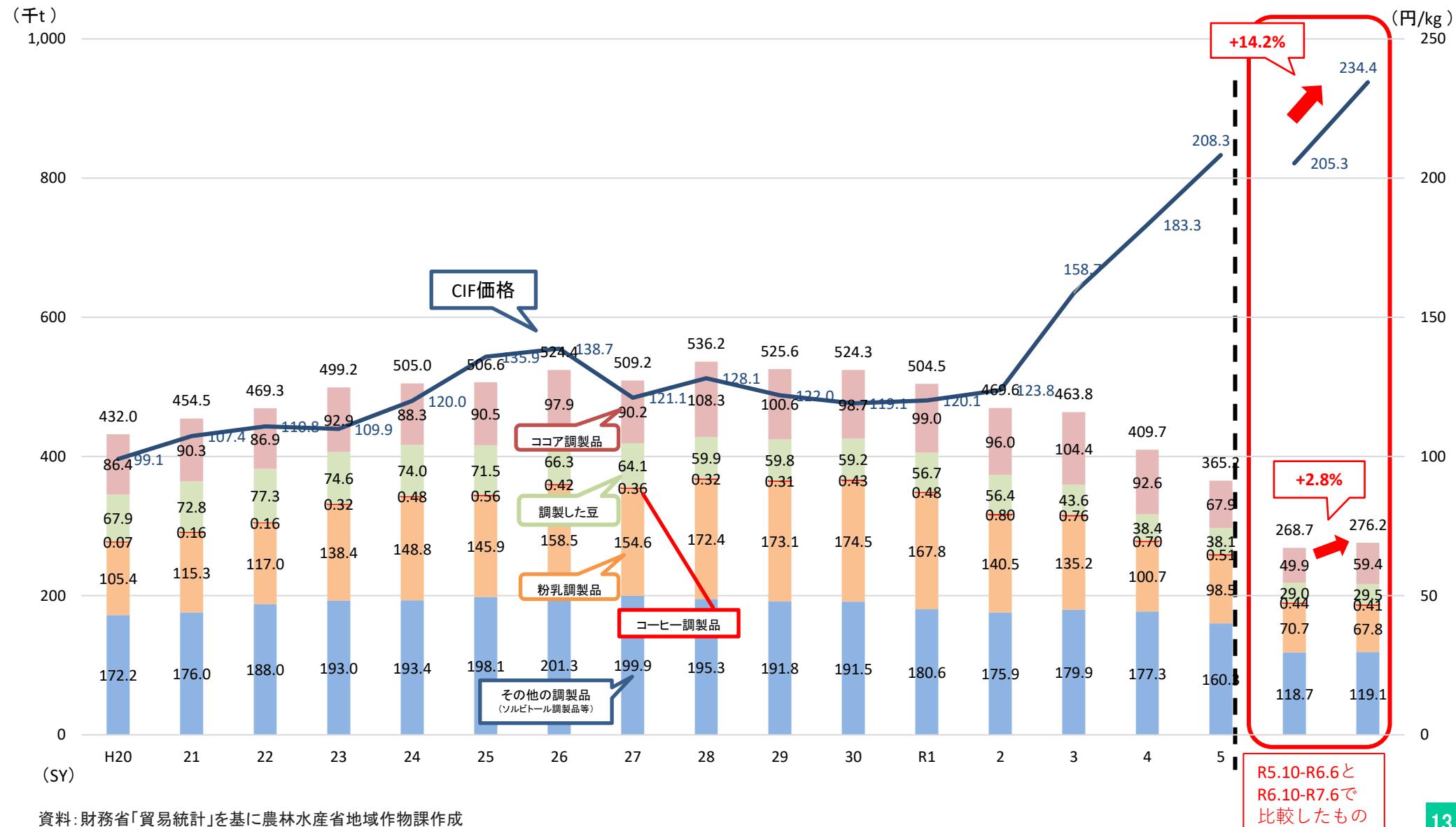


資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」(R6.9月) 注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注2：その他は含蜜糖、工業用等。

注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

III-4. 直近の主な加糖調製品の輸入動向

- 令和6年10月～令和7年6月において、主な加糖調製品の輸入量はココア調製品の輸入量増加等により対前年比で2.8%増加。CIF単価は、円安や国際力力才相場及びエネルギー価格高騰等により対前年比で14.2%増加。



III-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果

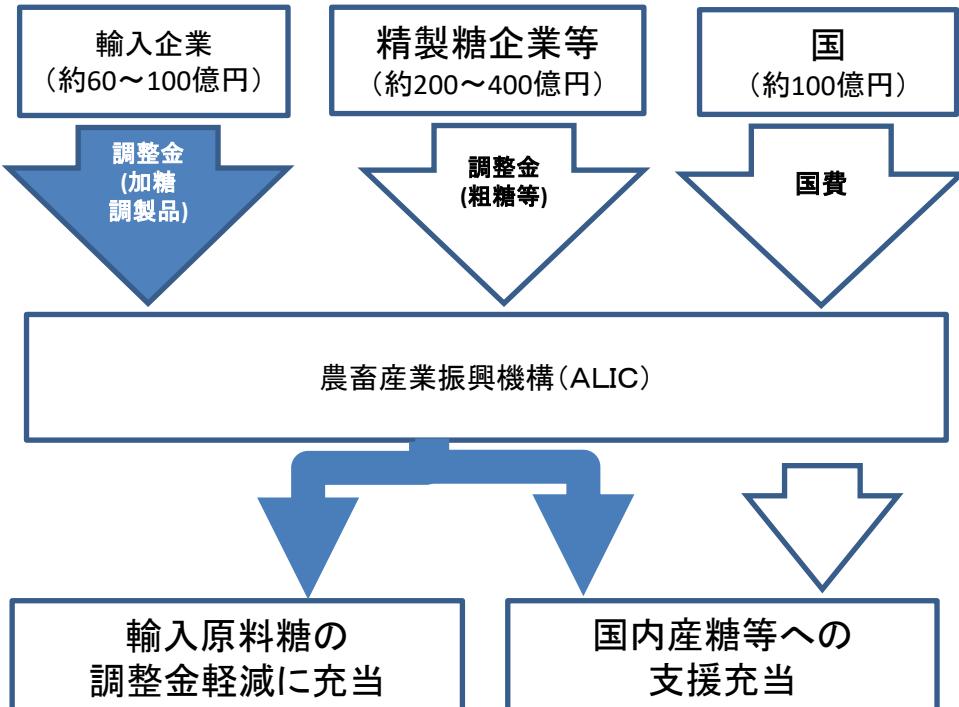
- 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大に加え、円安や、国際糖価及び国際力力才価格の高騰等により、加糖調製品のCIF単価が大きく上昇したことから、直近1年間で約106億円に増加。
- 暫定税率引下げ対象の6品目のうち、特にココア調製品の2品目について、暫定税率の引き下げに伴う調整金の徴収額の拡大が寄与し、引き下げ品目6品目の収入は大きく増加。
- 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年3~4億円程度。
- これら調整金収入を原資として、輸入粗糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる輸入粗糖からの調整金の軽減措置は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位：億円)

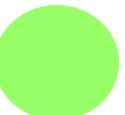
	R元	R2	R3	R4	R5	R6
ココア調製品	4	6	9	11	13	17
粉乳調製品	4	7	11	14	14	16
豆調製品	14	14	13	14	15	15
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.10
その他調製品	40	38	43	54	60	58
合計	62	65	76	94	102	106
うち引下げ6品目	5	10	16	24	22	29

○ 砂糖勘定のスキーム図



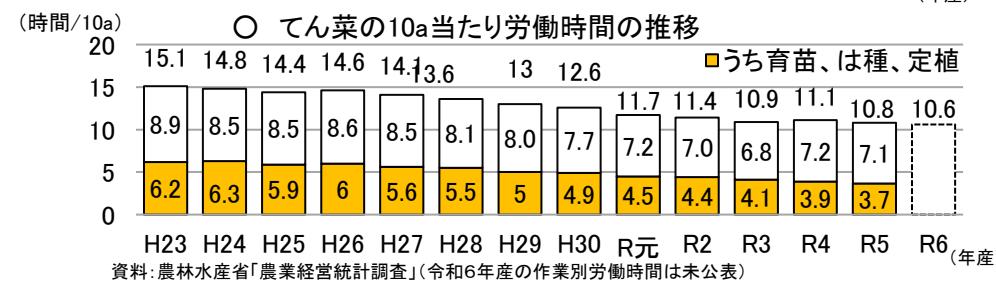
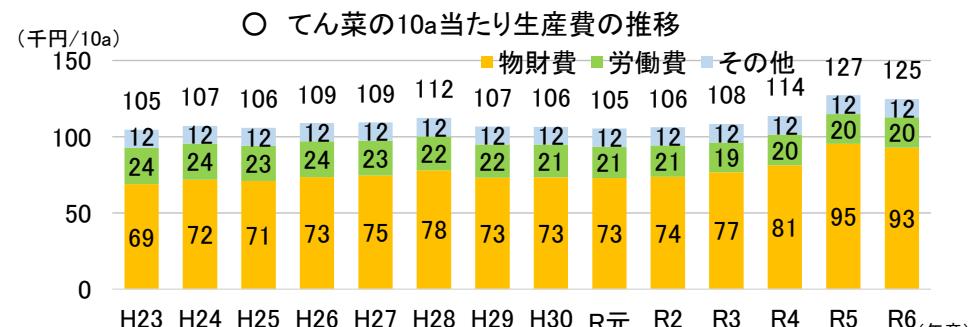
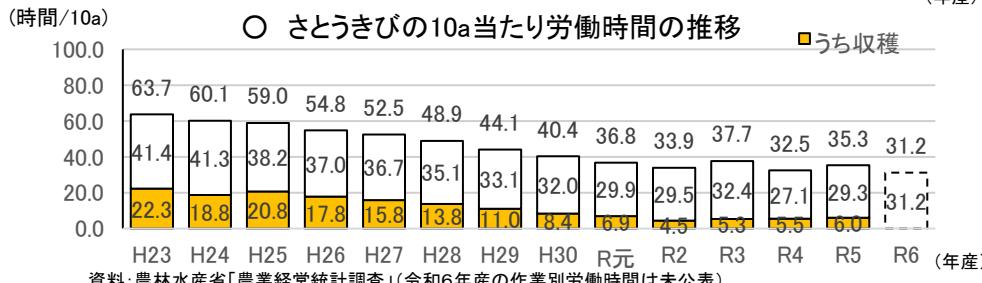
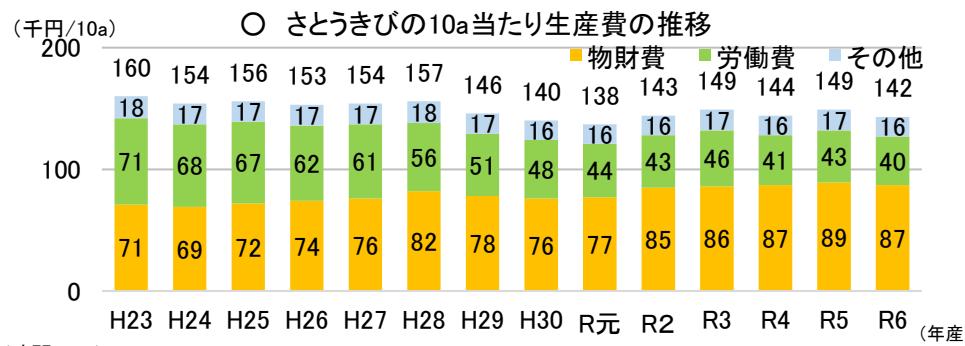
資料：農林水産省地域作物課作成
注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

IV 国内産糖に係る競争力強化の取組



IV-1. 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組

- さとうきびは、手刈り収穫から機械収穫への移行等により、労働時間は減少傾向。これにより、生産費の中の労働費が大きく減少することで、生産の効率化を図っている。
- 甘じや糖工場については、工場の老朽化に伴う施設更新や働き方改革に伴う人件費等の掛かり増し経費の上昇などにより製造コストは上昇傾向にあるが、設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。
- てん菜は、他の品目と比較して肥料投入量、防除回数が多く、物貢費が高止まりしている状況の中、労働時間を縮減するため、労働負担の大きい春先の植付について、移植から直播に切り替えることにより、生産の効率化を図っている。
- てん菜糖工場については、働き方改革などに伴う人件費の増加、トラック運賃の値上げによる輸送費の増加などにより製造コストは上昇傾向にあるが、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。



IV-2. さとうきび・てん菜の生産コストの低減に向けた取組

- さとうきびは、機械化の進展や省力的な植付作業の拡大など生産環境が大きく変化しており、データを活用したスマート栽培や受委託の効率化が進められているほか、多回株出し栽培に適した新品種の開発が進んでおり、順次普及予定。
 - てん菜は、直播栽培の拡大を進めるとともに、特定の除草剤に耐性を持つ品種「KWS 8K879」の普及等も含めた減農薬・減肥料によるコスト低減を通じた収益の確保を目指した経営体の育成も図る。また、播種機（直播機）や多畝収穫機など省力機械の導入、作業の外部化・共同化により、労働時間に占める割合の多い育苗・移植・収穫時間の削減を推進。

○ さとうきびの取組

ビレットプランタの導入による植付時間の短縮

- ・ビレットプランタについては、平成26年から令和6年の10年間で急速に普及が拡大
(鹿児島県における導入台数 H26:5台 → R6:70台)
 - ・従来普及している全茎式プランタと比較し、ハーベスターで収穫した裁断茎を直接ほ場に植え付けることで大幅な植付時間の削減が可能

ビレットプランタ	全茎プランタ	削減率
1.55h	4.47h	65.3%

出典：農研機構「ビレットプランタ活用の手引き」

スマート農業・農業支援 サービス事業体の育成

| <石垣島>

■ これまでの実証内容と成果

- ・ハーベスタの位置情報をシステムで管理しオペレーター間に
おける従来の担当区域を超えた収穫面積の平準化による効率的
な収穫体制を構築。
 - ・雨量データと土壤水分データから降雨後のハーベスタ収穫の
可否判断が可能となるシステムの設計に向けた検証を実施中。

株出し栽培に適した有望品種の開発

RK10-29 (沖縄県)

- ・茎数が多く、優れた多収性
 - ・根張りが強く、機械収穫でも引き抜きが起こりにくい。
萌芽性もよく、株出栽培に適している。
 - ・株出し栽培において課題となっている黒穂病抵抗性を有する。
 - ・令和6年度に沖縄県及び鹿児島県において奨励品種として決定。
※令和8年から原料用種苗として普及開始予定



金葉式プランタ(上)とビレットプランタ(下)

農業機械の適正管理による



○ てん菜の取組

■ 直播栽培の導入の推移

(单位:ha)

	H22年	27年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年
直播面積	7,514	11,388	13,757	14,723	15,731	17,725	20,436	22,206	22,635	24,587
作付面積全体	62,600	58,800	58,200	57,300	56,700	56,800	57,700	55,400	51,200	48,900
直播率	12%	19%	24%	26%	28%	31%	36%	40%	44%	50%

資料：北海道調べ。作付面積は統計部「作物統計」

■ 除草剤耐性品種「KWS 8K879」

- ・除草剤の複数処理や手取り除草を省略
 - ・労働力コスト低減に寄与



写真提供：日本甜菜製糖株式会社

■ 移植栽培から直播栽培への変更、 基幹作業の外部化・共同化



IV-3. 甘しや糖・てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組

- 甘しや糖については、設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。
- てん菜糖については、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。

○ 甘しや糖工場の整備状況

産地生産基盤パワーアップ事業、畠作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、鹿児島県5島（種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島）、沖縄県2島（南大東島、北大東島）で施設整備を実施。

○ 甘しや糖工場の労働生産性向上の取組事例

沖縄県南大東島 大東糖業(株)

前処理設備（精脱用施設）を導入し、前処理の稼働時間を削減。また、圧搾工程への異物混入等による停搾時間を減らし、労働生産性（時間当たりの販売金額）を21.9%向上



鹿児島県喜界島 生和糖業(株)

圧搾工程自動化設備を導入し、圧搾ミルの調整・洗浄等を手作業から遠隔自動操作に変更することにより、圧搾工程に係る作業を1日当たり6時間削減。



鹿児島県徳之島 南西糖業(株)（伊仙工場）

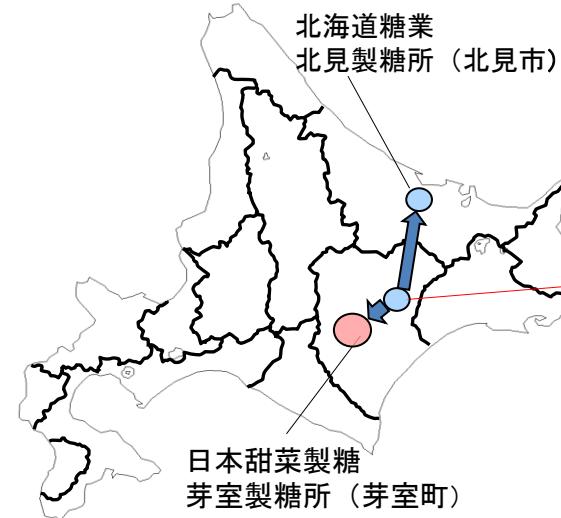
分離工程の中央制御化設備を導入し、遠隔操作や監視が可能となり1.5時間/日の作業が低減。



○ てん菜糖工場の整備状況

強い農業づくり総合支援交付金、加工施設再編等緊急対策事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、3社4工場（日本甜菜製糖：芽室製糖所、北海道糖業：本別製糖所、北見製糖所、ホクレン：清水製糖工場、）で施設整備を実施。

○ てん菜糖工場の再編合理化の取組事例



北海道糖業 本別製糖所（本別町）

令和5年1月砂糖生産終了

→以降は原料受入場として稼働、受け入れた原料は同社北見製糖所及び日本甜菜製糖芽室製糖所へ輸送。

○ てん菜糖工場の原料輸送台数削減の取組事例

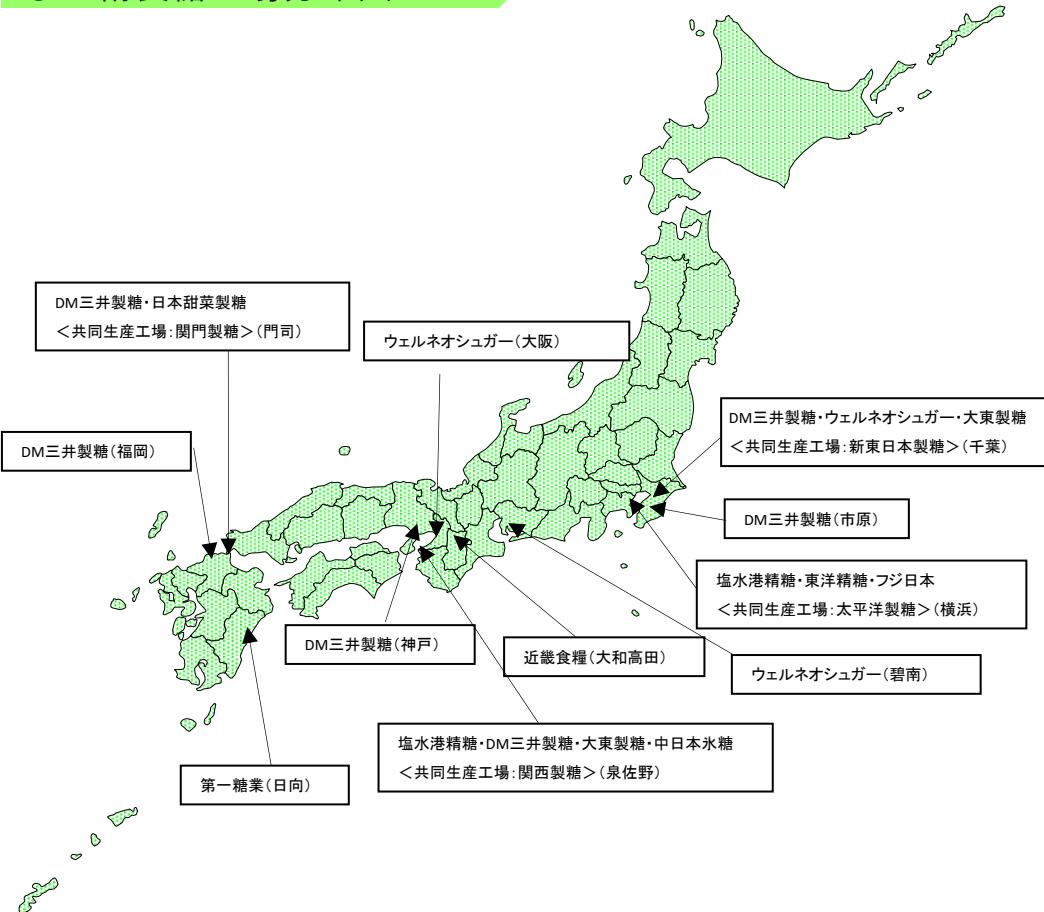
ホクレン 清水製糖工場（清水町）

令和4年度より、原料輸送のための中間受入場が設置・運営されており、収穫最盛期（10～11月）に委託する原料輸送車両台数を中間受入場開設前から30台を削減。

IV-4. 精製糖企業の状況

- 精製糖工場は、輸入原料糖や国産甘しや糖等を精糖し、消費者や実需者に最終製品である砂糖を安定的に供給。輸入原料糖に対して賦課される調整金を負担することにより、国内の生産者・製糖工場に対して交付される交付金の財源を貯っている。
- 主に消費地近くの沿岸部に立地し、現在13社11工場が分布。
- 精製糖業界においては、企業による合併、工場の統廃合、生産の共同化等の再編・合理化による経営体質の強化を推進。

○ 精製糖工場分布図



○ 精製糖企業の経営体質の強化に向けた取組例

<再編合理化の取組>

令和以降、5件の再編合理化が行われ、現在、13社11工場が分布。
(平成以降、9社11工場が統廃合)

【最近の再編合理化の動き】

令和6年10月 日新製糖と伊藤忠製糖が合併し、
ウェルネオシュガーへ
(経営統合は令和5年1月)

令和6年3月 DM三井製糖と和田製糖が業務提携
(江戸川工場の閉鎖は令和7年3月)

令和5年6月 塩水港精糖と大東製糖が業務提携
令和4年10月 三井製糖と大日本明治製糖が合併し、
DM三井製糖へ(経営統合は令和3年4月)

令和元年8月 日新製糖が王子製糖から砂糖事業を承継

【生産の共同化】

平成14年7月 関西製糖での共同生産開始
(塩水港精糖、大日本明治製糖、大東製糖)

平成14年7月 新東日本製糖での共同生産
(日新製糖、大日本明治製糖、大東製糖)

平成13年10月 太平洋製糖での共同生産
(塩水港精糖、東洋精糖、フジ日本精糖)

平成13年4月 関門製糖での共同生産
(大日本明治製糖、日本甜菜製糖)

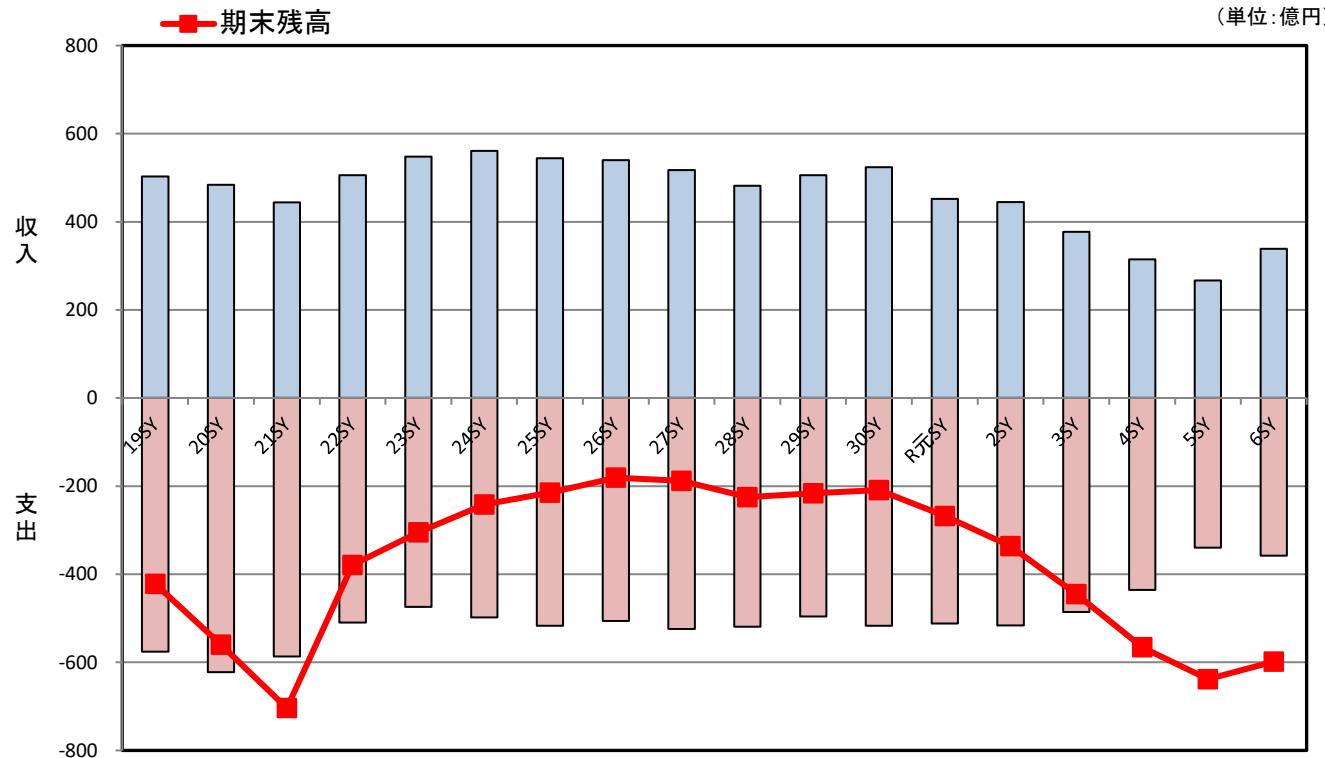
V 中長期的な在り方及びその実現 に向けた具体的な取組等



V-1. 砂糖勘定の収支をめぐる状況

- 糖価調整制度の砂糖勘定については、令和元砂糖年度以降、調整金収支が急激に悪化。
- 国際糖価の高騰や円安の影響等により、令和6砂糖年度における単年度収支は▲19億円の赤字見込み。なお、令和6砂糖年度の累積赤字（期末残高）は、令和6年度補正予算において措置した「糖価調整制度安定運営緊急対策交付金」により、▲598億円となる見込み。

○ 砂糖の調整金収支の推移



注1) 砂糖年度（S Y）とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。

注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。

注3) 単年度収支には、糖価調整緊急対策交付金（H22SY）及び糖価調整制度安定運営緊急対策交付金（R6SY）の充当分を含まない。

注4) 19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

○ 砂糖調整金の期末残高推移

（単位：億円）

砂糖年度(SY)	単年度収支	期末残高
H19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 378
23	74	▲ 304
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265
2	▲ 71	▲ 336
3	▲ 109	▲ 445
4	▲ 121	▲ 566
5	▲ 72	▲ 638
6(見込み)	▲ 19	▲ 598

V-2. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について

- 砂糖の消費量が減少する中、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、てん菜生産を支える糖価調整制度の調整金収支についても累積赤字が増大。
- このような状況が続ければ、持続的なてん菜生産が困難となるおそれがあるため、令和8砂糖年度にてん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量を55万トンとするとともに、てん菜から加工用ばれいしょや豆類など需要のある作物への転換、てん菜糖業の過剰在庫の解消に向けた需要拡大等の取組を推進。
- このような中、令和6砂糖年度におけるてん菜の作付面積は、指標面積を下回る48,847ha。なお、生育期間中の気温が総じて平年より高く推移したことにより、単収は平年を大きく上回る一方、各地で褐斑病の発生が確認されるなど、糖度の低下が見られた。
- 令和7年産のてん菜の作付面積は前年より約1,000ha減少し、48,000ha程度となる見込み(令和7年7月時点)。

持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について(令和4年12月決定)

1 令和8砂糖年度における交付対象数量は、55万トン（産糖量ベース）とし、令和5砂糖年度から令和7砂糖年度までについては、別紙の交付対象数量とする。

ただし、令和7砂糖年度までにおいて、てん菜の作付面積が、指標面積（当該砂糖年度の交付対象数量を生産するために必要となる標準的なてん菜の作付面積として定める別紙の指標面積をいう。）を下回る場合には、当該砂糖年度の交付対象数量は特例数量とする。なお、令和8砂糖年度における特例数量については、今後検討する。

2 てん菜糖の過剰在庫については、てん菜生産にとって車の両輪であるてん菜糖業の経営に著しく支障をきたしていることから、持続的なてん菜生産を図るためにも、輸入加糖調製品からの置換えの促進など、てん菜糖の需要拡大対策を講ずるものとする。

また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。

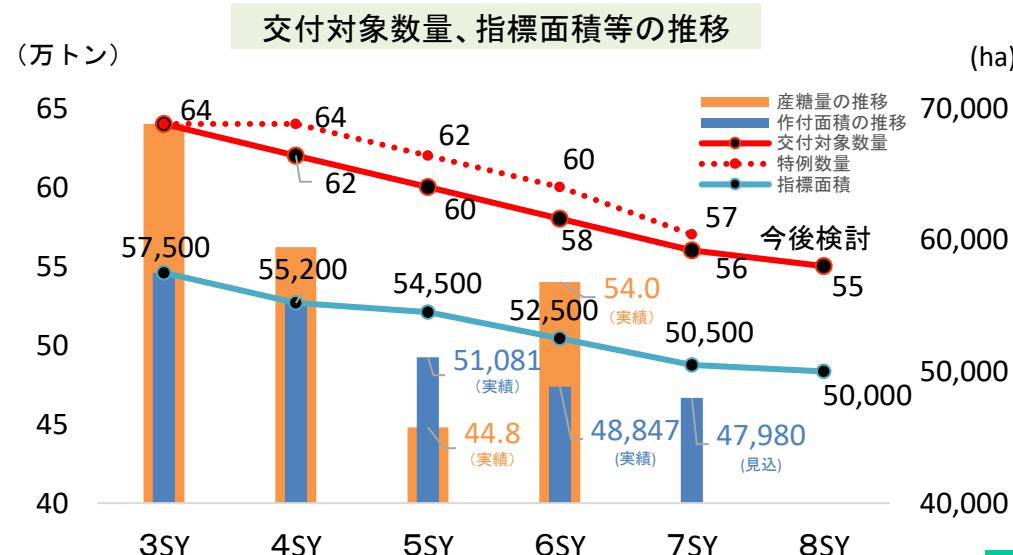
3 てん菜から転換する加工用ばれいしょや豆類を始めとした需要のある作物については、生産者が意欲を持って転換に取り組めるよう、必要な支援を講ずるものとする。

また、産地において、指標面積に応じたてん菜の作付の促進が図られるよう、てん菜の生産コストの削減等に必要な支援を講ずるものとする。

4 糖価調整制度の持続的な運営を図るため、毎年度、調整金収支の状況や砂糖需給の動向をはじめ、てん菜の生産状況、てん菜糖業の経営状況等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会において、令和8砂糖年度までの交付対象数量及び指標面積について検証を行うものとする。また、当該検証結果を踏まえ、必要と認める場合には、関係者との協議の上、所要の措置を講ずるものとする。

令和8砂糖年度までのてん菜糖交付対象数量

	R5SY	R6SY	R7SY	R8SY
1 交付対象数量	60万トン	58万トン	56万トン	55万トン
2 指標面積	54,500ha	52,500ha	50,500ha	50,000ha
3 特例数量 (作付面積が指標面積を下回る場合の交付対象数量)	62万トン	60万トン	57万トン	今後検討

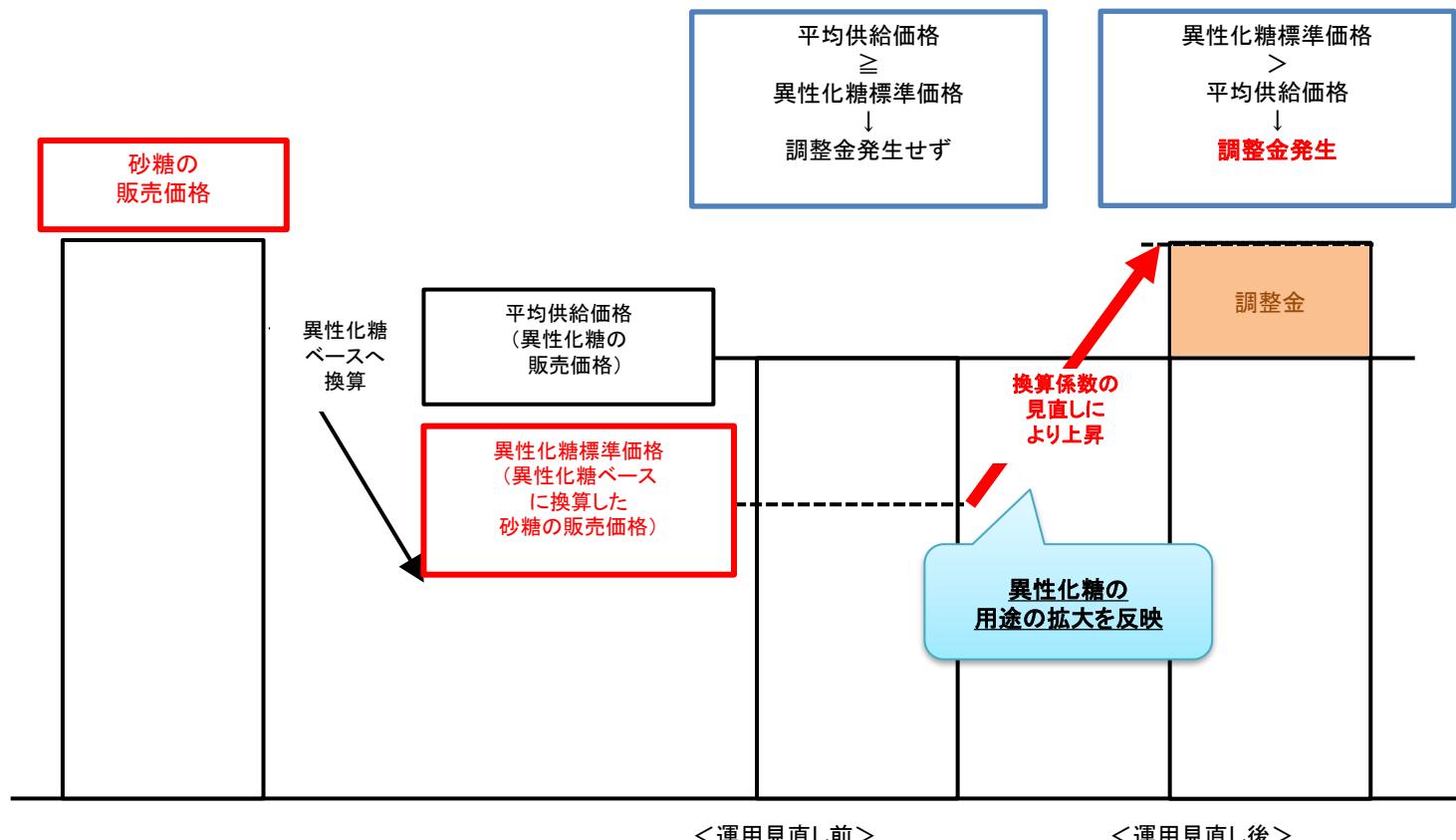


資料：作付面積、産糖量は北海道調べ。※R7年産作付面積（見込）はビート糖業協会調べ（R7.7時点）。

V-3. 異性化糖の調整金に係る運用見直し

- 異性化糖の需要は、砂糖も含めた甘味全体の需要が減少傾向で推移する中で、やや増加から横ばいで推移。他方で、調整金は平成23年以降発生していなかったところ。
- このような中、砂糖と異性化糖の用途等の現状を踏まえ、令和6年4月から異性化糖の換算係数について見直しを実施。
- その結果、13年ぶりに調整金が発生しているところであり、引き続き適切に算定。

○ 異性化糖調整金発生のイメージ



V-4. 砂糖の需要拡大に向けた取組

- 農林水産省では、平成30年より、砂糖に関する情報発信や砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開。令和7年には公式マスコットキャラクター「かんみい」を決定するなど、取組を継続。
- また、インバウンド向け等市場調査、国産砂糖を使用する新製品開発やその販路拡大等の需要拡大の取組を支援。
- このほか、さとうきび等甘味資源作物の SAF(持続可能な航空燃料)等への他用途利用に向け、甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等の認知を向上させる情報発信等の取組を支援。

○ SNS等を通じた情報発信「ありが糖運動」



アンバサダー19名、40団体
約280企業が参画

<SNS投稿の一例>



<令和7年度こども震が関
見学デーでの綿菓子作り体験>



・公式マスコットキャラクターの決定

本運動の認知度を更に向上させ、幅広い世代の方々に親しみを持って本運動に参画していただくため、デザイン募集を行い、投票の上、決定。



・関係者による主体的な取組を後押し



○ 砂糖等の新規需要拡大への支援

砂糖等の新規需要開拓支援事業(令和6年度補正予算:58億円の内数)

- 国内で製造された砂糖の需要拡大や甘味資源作物の持続的な生産の確保を図るため、インバウンド向け等市場調査、輸入加糖調製品からの切替に係る食品表示の変更等の取組を支援。

<支援メニュー>

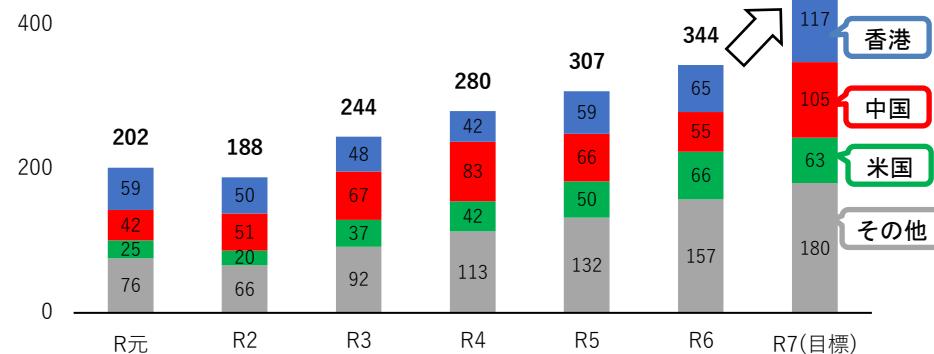
- ・インバウンド向け等の市場調査
- ・新規需要製品の開発
- ・食品表示の変更
- ・甘味資源作物の他用途利用 等



甘味資源作物のSAF
等への他用途利用に
関するシンポジウム
を開催。

○ 菓子の輸出額の推移(国・地域別内訳)

(億円)



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 菓子製造業者による輸出の取組事例

【A社の事例】

- 輸出品目: サブレ、クッキー等
- 主な輸出先: 中国、香港、シンガポール、米国等
- 特徴: 砂糖、小麦粉、乳の原材料はすべて北海道産にこだわる。北海道を強調したパッケージで、北海道商品の引き合いが強いアジア圏を中心に輸出。



V-5. 持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた取組

- SAF(Sustainable Aviation Fuel)とは、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料のことであり、ライフサイクル全体のCO₂排出量を大幅に削減でき、化石燃料由来のジェット燃料と比較して約60～80%の削減効果が期待されている。
 - SAFの導入を加速させるため、官民一体となって取組を進める場として、「SAF官民協議会」が令和4年4月に設立。今後、本官民協議会の下に、関係する業界団体や企業、関係行政機関等で構成される「導入促進TF」を設置し、具体的な導入促進策について集中的に議論する予定。
 - 令和7年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、2030年のSAF供給目標量について「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定。
 - 2030年における国内のSAFの需要量は172万kL相当、供給見込み量はそれを上回る約192万kL(※)。
 - 農林水産省としても、甘味資源作物のSAF利用に関するシンポジウム等を通じて、国産さとうきびのSAF利用の検討を推進。
- (※)SAF製造・供給事業者における公表情報等から積み上げ。ただし、原料確保や技術開発等の不確実性あり。

○ 協議会の構成

SAF官民協議会
(2022.4.22～)

事務局：資源エネルギー庁、国土交通省
(計5回実施)

構成員：航空会社、空港会社、石油元売会社等、農林水産省、環境省

製造・供給WG
(2022.7.29～)

事務局：資源エネルギー庁
(計4回実施)

構成員：官民協議会における需要サイド、供給サイドのメンバー、関係省庁等
テーマ：SAFの需給見通し、国産SAFの製造・供給、SAF原料の安定確保

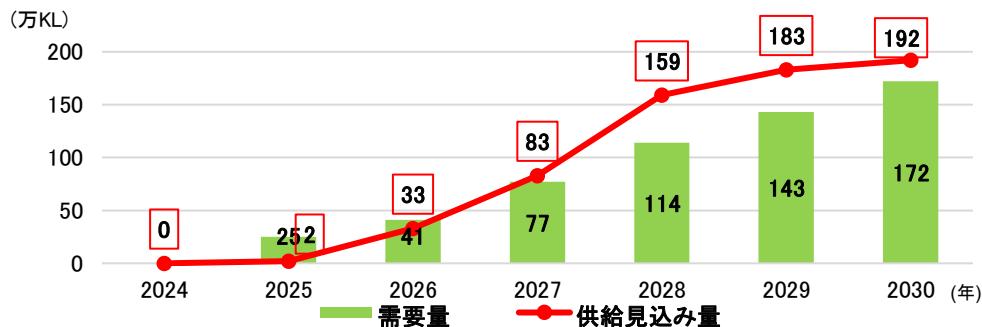
流通WG
(2022.7.26～)

事務局：国土交通省航空局
(計6回実施)

構成員：官民協議会における需要サイド、供給サイドのメンバー、関係省庁等
テーマ：SAFのサプライチェーン構築、国産SAFのCORSIA適格燃料登録・認証

資料：令和6年6月27日「持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会」経済産業省資料を基に農林水産省地域作物課作成

○ SAFの利用量・供給量の見通し



資料：令和6年1月31日持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会国土交通省資料を基に農林水産省地域作物課作成

○ 甘味資源作物の他用途利用に関する取組

- ・令和7年2月、さとうきび由来のSAF開発に関するシンポジウムが沖縄県で開催され、精製糖企業、石油企業をはじめ、幅広い業界から、約230名が参加(うち現地参加60名)。
- ・登壇者からは、さとうきび産業の課題や甘味資源作物の砂糖以外の他用途利用の必要性、沖縄産さとうきび由来のSAF開発による新たな環境価値創出の可能性について共有され、さとうきび由来のSAF開発に向けた業界関係者の機運醸成を図った。



SAFについての発表

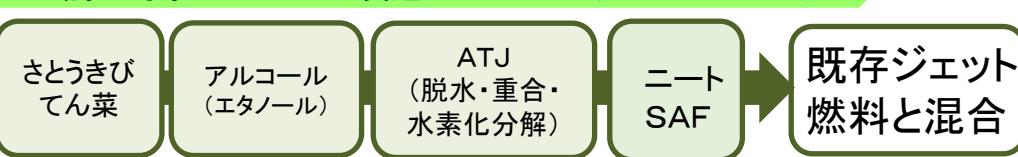


登壇者によるパネルディスカッション

V-6. 国産さとうきび等を原料としたSAFの製造コスト

- 新型コロナの影響を受ける前の2019年、さとうきび、てん菜が生産されている地域に離発着する航路区分ごとの需要量は、沖縄で約86万kL、鹿児島で約7万kL、北海道で約91万kLで、これらの一部が現地で給油されている状況。
- R3年度のさとうきびの生産量を基に、仮に砂糖を全く生産せず、その全てをATJによるSAF製造に仕向けた場合のニートSAF製造量を試算すると、約16万kLに相当。また、島ごとに、生産量の全てをSAF製造に仕向けた場合、作付規模の小さい島で0.25万kL、作付規模の大きい島で1.6万kLに相当。
- さとうきびを原料としたATJによる国産SAF製造コストは487～815円/Lと、国内製造SAFに比べて2.0～3.3倍と高い状況。

○ 調査対象としたSAFの製造プロセスATJ(Alcohol To Jet)



○ さとうきび等の全量をSAF製造の原料に仕向けた場合の供給可能数量(試算)

地域	原料生産量	ニートSAF製造量 ※1	需要量
沖縄・鹿児島	さとうきび145万t ※2	約16万kL※3	沖縄:86.4万kL 鹿児島:7.3万kL
北海道	てん菜335万t	約48万kL	90.5万kL

○ さとうきびの島ごとの生産量をSAF製造に仕向けた場合の供給可能数量(試算)

地域	原料生産量	ニートSAF製造量
規模の大きな島	さとうきび14.7万t ※2	(A)約1.6万kL※3
規模の小さな島	さとうきび2.3万t	(A)約0.25万kL

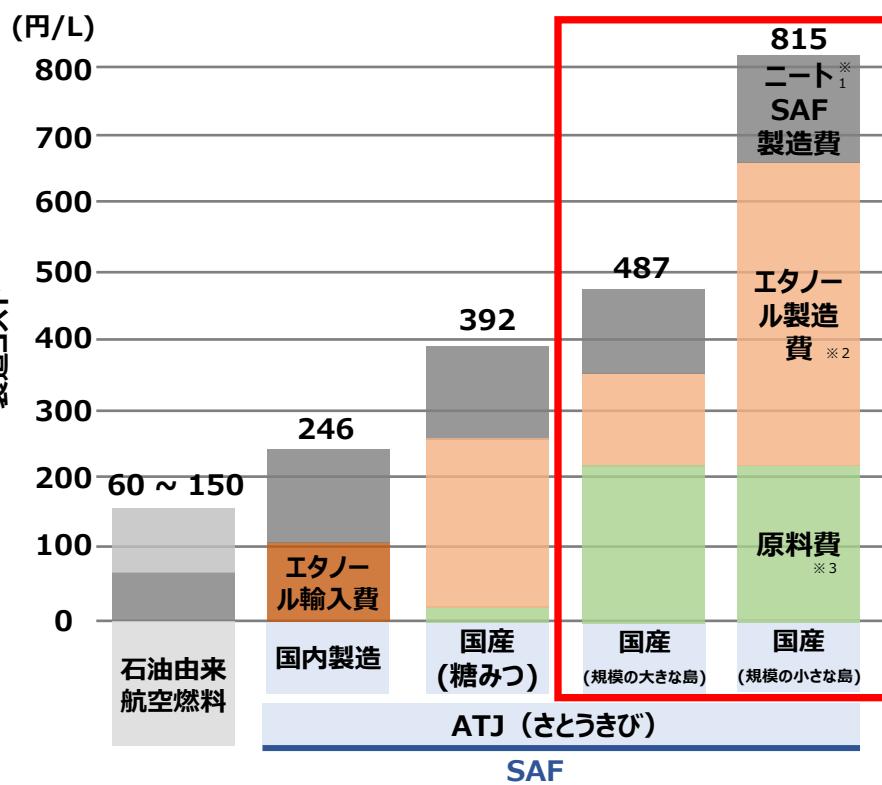
資料：株式会社日本総合研究所作成（令和4年度農林水産省食料・農業・農村政策企画調査）

※1：さとうきび又はてん菜を原料としたATJによりSAF製造した場合

2：沖縄・鹿児島は黒糖分も含む（島ごとのものには黒糖分を含まない）

3：当該さとうきび生産量から砂糖を生産した場合に生じる、全ての糖みつからSAF製造した場合は、約0.6万kLのニートSAFに相当

さとうきび等を原料とした国産SAF製造コスト(試算)



資料：株式会社日本総合研究所作成（令和4年度農林水産省食料・農業・農村政策企画調査）

※1：国内製造SAFに係る製造コスト、国産SAF製造に係るニートSAF製造費は、World Economic Forum「Clean Skies Tomorrow」

※2：国産SAFに係るバイオエタノール製造費のうち糖液製造までの経費は、製糖工場の製造コストで試算、これ以外の経費は、過去の実証の結果を活用した試算値で近年における資材費等の高騰は考慮していない。

※3：原料費は砂糖向け原料の手取りと同水準として試算。国産(糖みつ)の原料費はさとうきびから砂糖を生産した際に生じた糖みつの価格

參考資料



(参考1) 加糖調製品の例

■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等
【用途: 菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等
【用途: 和菓子原料(加糖餡)等】



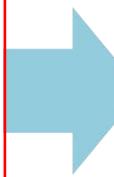
■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等
【用途: インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



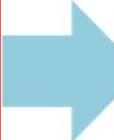
■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等
【用途: 缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】



■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等
【用途: 菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】
(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



が加糖調製品

(参考2) CPTPP、日EU・EPAの合意内容

- 粗糖・精製糖については、糖価調整制度を維持。
- 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、
 - ①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。
 - ②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

品目/WTO譲許税率	CPTPPの合意内容	日EU・EPAの合意内容
粗糖 71.8円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
精製糖 103.1円/kg		
加糖調製品 29.8% (加糖ココア粉) 25.0% (砂糖菓子) 10.0% (チョコレート菓子) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(品目ごとに6~11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数量を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は、段階的に11年目に関税撤廃。

(参考3) CPTPP税率のステージング（調整金対象加糖調製品6品目）

品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (H30) (年度)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029～ (R11～)
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエキス等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%